坊勢漁港機能診断及び機能保全計画更新業務委託 特記仕様書

委託箇所 別添図の通り

工期 契約締結日の翌日から令和8年1月30日までとする。

第1章 業務概要等

1 概要

本委託は、坊勢漁港における漁港施設の機能診断及び機能保全計画の更新を行うものである。

2 対象漁港 坊勢漁港

3 総則

本委託の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「兵庫県土木設計業務等委託必携(最新版)」、「姫路市公共測量作業規定(最新版)」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局(最新版)」によるものとする。港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める調査職員は監督員に、読み替えるものとする。

本委託の履行において、疑義が生じた場合及び特記仕様書に明記されていない事項について は、発注者と協議の上、決定するものとする。

4 設計基準等

設計基準については次に掲げるものを基本とし、その他の基準による場合は、監督員と協議 するものとする。

- (1) 漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年度版 全国漁港漁場協会
- (2) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成30年 日本港湾協会
- (3) 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和7年4月 日本港湾協会
- (4) 水産基盤施設機能保全計画策定の手引き 令和6年4月改訂 水産庁漁港漁場整備部
- (5) 水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン 令和6年4月改訂 水産庁漁 港漁場整備部
- (6) 水産基盤施設の維持管理点検マニュアル 令和2年9月 水産庁漁港漁場整備部 整備課
- (7) 港湾の施設の点検診断ガイドライン 令和3年3月 一部変更 国土交通省港湾局
- (8) 港湾の施設の維持管理技術マニュアル 平成 30 年 7 月 一般財団法人 沿岸技術研究センター
- (9) 港湾鋼構造防食・補修マニュアル(2022年版) 令和4年9月 一般財団法人 沿岸技術 研究センター

5 貸与資料

(1) 坊勢漁港 漁港台帳

- (2) 水産物供給基盤機能保全基本計画書
- (3) 平成24年度 水産基盤ストックマネジメント事業調査業務 報告書
- (4) 平成29年度 坊勢漁港機能保全計画策定業務 報告書
- (5) その他協議による

第2章 業務内容

- 1 機能診断
 - (1) スパンプレート設置

現地調査を実施するに当たりスパンプレートを設置するものとする。 なお、設置位置については事前に監督員と協議するものとする。 スパンプレートの仕様は、次のとおりとする。

- ・アルミプレート 35mm×35mm×3mm (アンカーピン固定)
- ・スパン番号は、彫刻によるものとする。

(2) 目視調査

ア 簡易調査(簡易項目__陸上調査)

簡易調査(重点項目)が必要な箇所を選定するため、陸上から目視により老朽化の有無を確認する。

イ 簡易調査(簡易項目_海上調査)

簡易調査(重点項目)が必要な箇所を選定するため、海上から目視により老朽化の有無を確認する。

ウ 簡易調査(重点項目__陸上調査)

部材の老朽化度を評価するため、陸上から目視又は簡易値計測により老朽化の規模や程度を確認する。

なお、簡易調査(簡易項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

工 簡易調查(重点項目 海上調查)

部材の老朽化度を評価するため、海上から目視又は簡易値計測により老朽化の規模や程度を確認する。

なお、簡易調査(簡易項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

才 簡易調査(重点項目__潜水調査)

部材の老朽化度を評価するため、潜水士(ダイバー)が目視又は簡易値計測により老朽 化の規模や程度を確認する。

なお、簡易調査(簡易項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

(3) 詳細調査

ア コンクリートコア採取

陸上又は海上作業によりコンクリートの試験のためコンクリートコアを採取(コア採取後の復旧を含む。)する。塩化物イオン濃度試験を実施するコンクリートコアの場合、乾式コンクリートカッターを用いるなどコンクリート中の塩化物イオンの流出を避けなければならない。

試料採取に当たっては、事前に鉄筋探査を行い、既存の鉄筋に損傷を与えないよう十分に留意し、既存の鉄筋に損傷を与えた場合は、監督員に報告し補修しなければならない。なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

イ コンクリートの圧縮強度試験(コンクリートコア)

採取したコンクリートコアの圧縮強度試験を実施する。

なお、簡易調査 (重点項目) の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

ウ コンクリートの圧縮強度試験(非破壊試験)

コンクリート部材について、コンクリート圧縮強度を把握するため、シュミットハンマーにより非破壊試験を実施する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

エ 塩化物イオン濃度試験

コンクリート部材について、塩化物の侵入深度を把握するため、コンクリートの塩分濃度を測定する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

オ アルカリ骨材反応試験

採取したコンクリートコアのアルカリ骨材反応試験を実施する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

カー性化深さ測定試験

コンクリート部材について、コンクリートの中性化の深度を把握するため、コンクリートの中性化調査を実施する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

キ 陽極の消耗量調査

陽極の付着物除去後、形状寸法等の測定を行い、記録を整理する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

ク 陽極の電位測定

陽極の電位測定を行い、記録を整理する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

ケ 鋼材の肉厚測定

水中部の鋼材の残存肉厚の測定調査を行う。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

コ 空洞調査(地中レーダー)

電磁波レーダー法による、エプロン及び水叩き等の空洞調査を行う。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

2 機能保全計画更新

(1) 計画準備

本業務実施に当たって、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

(2) 資料収集·整理

漁港等の概要及び施設現況調書等を更新するため、資料等を収集し、整理を行う。

(3) 施設機能診断結果検討

簡易調査に基づく老朽化度及び健全度の評価結果と、簡易調査結果の考察を行う。また、 詳細調査実施施設については、健全度の評価結果の再確認、老朽化要因の特定や老朽化予測 等を行う。

(4) 機能保全対策検討

施設機能診断結果を踏まえて、漁港等の施設に対する対策工法や対策時期、日常管理計画等の機能保全対策に関する事項を記載する。

なお、簡易調査(重点項目)の結果により、監督員が変更を指示する場合がある。

(5) 機能保全計画検討

漁港等の概要の整理から日常管理計画までの検討結果を取りまとめ、対象施設の機能保全 計画を策定する。

(6) 成果

前項及び第1号から前号までに規定する業務について報告書を作成する。

(7) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

(8) 協議・報告

設計業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 その他

1 設計変更について

当初設計数量は、前回調査結果及び諸条件により想定した概算数量である。受注者が本業務の目的を達成する上で、業務内容の追加・変更・削除が必要と考える場合は、随時監督員に協議するものとする。協議の結果、追加・変更・削除の必要がある旨を監督員が承認した場合は、それらの項目について設計変更の対象とする。

なお、監督員の承認を得ず追加・変更・削除した項目は設計変更の対象としない。また、設計変更の手続において監督員が必要と判断した資料(図面、数量計算書等)は全て受注者が作成するものとし、これらに要する費用は受注者の負担とする。

2 安全監視船について

潜水作業を行う際には安全監視船を1隻/日を配備すること。

なお、上記の監視船配備については関係機関との調整によって、監督員が変更を指示する場合がある。

3 配置技術者

管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門〔港湾及び空港〕又は建設部門〔港湾及び空港〕)、又はシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)〔港湾及び空港〕、又は国土交通省登録技術者資格(港湾施設・計画策定(維持管理)・点検診断・設計(維持管理))の資格保有者でなければならない。

なお、管理技術者と照査技術者は職務を兼ねることはできない。

4 業務実績データの作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員に送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。

なお、変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き15日間に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

5 電子納品及び成果品

本委託は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領」及び 兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(以下両者を総称し て「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 「要領」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はない が、監督員と協議の上、電子化の採否を決定する。

本委託の成果として、次の成果品を作成するものとする。

なお、成果品の様式等については、別途協議の上、定めるものとする。

(1)	報告書	A 4 判製本	2部
(2)	報告書【概要版】	A4判製本	2部
(3)	議事録	A 4 判	2部
(4)	電子ファイル	word • excel • CAD(DXF • SFC) • PDF	2部
(5)	その他必要書類		1式

6 その他

- (1) 現地の状況等を調査し、業務上必要となる各種条件の把握及び貸与資料と現地の整合等を行うものとする。また、現地調査を実施する際には「作業計画書」を作成するとともに、調査前に監督員と作業内容について協議するものとする。
- (2) 業務の実施に当たり、監督員と密接な連絡を取りつつ進め、進捗に応じて監督員の指示により、報告を行い、必要図書及び資料を提出すること。最新の仕様書、指針、通達等を用いて行うこと。
- (3) 新技術・新工法については積極的な活用を行うために、(財)兵庫県まちづくり技術センターが運用している新技術・新工法データベース及び国土交通省が運用している新技術情報提供システム(NETIS)から情報収集すること。

- (4) 受託者は、本委託の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。また、成果品の取扱いについても、委託者の承認なしにこれを使用してはならない。
- (5) 監督員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果物を部分提出するものとする。